

赤れんが庁舎リニューアル後の管理運営方法等の検討状況について

R6.1.22 総務部行政局財産課

1 趣 旨

「北海道の歴史文化・観光情報の発信拠点」としてリニューアルする赤れんが庁舎の管理運営方法などの検討状況について報告する。

2 内 容

「保存活用計画」(H29)及び「リニューアル基本指針」(H31)における方向性		検 討 状 況
① 管理運営手法・範囲	・ 民間活力の導入効果の発現やライフサイクルコストの低減が期待できる指定管理者制度を基本に検討 (指針)	○ 指定管理者制度を導入 ⇒ 民間ノウハウを活用、サービス向上
	・ 赤れんが庁舎のほか前庭などを含めて管理運営範囲を検討 (指針)	○ 建物及び前庭を運営範囲 ⇒ 周辺施設と連携し賑わい創出
② 開館(公開)時間等	・ 公開時間の延長等を検討 (計画)	○ 午前 8 時 45 分～午後 9 時 [従前:午前 8 時 45 分～午後 6 時] ○ 休館日: 12 月 29 日～1 月 3 日 [従前どおり]
③ 観覧(公開)範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原則として全てのフロアを公開 (計画) ・ 前庭は重要文化財の象徴的な外観や都心の貴重な自然を楽しめる場として広く開放 (指針) ・ 小屋裏及び八角塔の公開を検討。公開に当たっては利用者の安全性を確保 (計画) ・ 屋上バルコニーからの眺望を活かした体験プログラムなどの活用を検討 (指針) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 建物及び前庭 [建物内] <ul style="list-style-type: none"> ○ 一般観覧エリア 地階から 2 階 (展示室、観光情報室、貸室 (催事室・道民活動支援室 (未利用時)) ○ 特別観覧エリア (安全確保の観点から人数制限を設けてガイド付きで公開) 小屋裏・八角塔・屋上バルコニー
④ 収益の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 催事スペース、飲食・物販スペースを有効に活用した使用料やその他利用料金の設定など、民間ノウハウを最大限に活かした収益獲得方法について検討 (指針) ・ 入館料についても、しっかりと議論しておく必要がある (※) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 利用料金のあり方を検討中 <ul style="list-style-type: none"> ○ 入館料 ○ 特別観覧エリアガイド料 ○ 利用料 (貸室 (催事室、道民活動支援室)、前庭 (イベント使用等) 等 ⇒ 別紙のとおり

※ 道有財産等有識者会議(R5.11.16開催)における意見

3 今後のスケジュール (想定)

- R6. 4～ 公の施設設置条例素案のパブコメ実施
- R6. 6～ 公の施設設置条例案、債務負担行為の設定を令和 6 年第 2 回定例会に提案
- R6. 7～ 指定管理者の公募、選定
- R6.11～ 指定管理者の指定議案を令和 6 年第 4 回定例会に提案
- R7年度内 リニューアルオープン

利用料金のあり方について

1 指定管理者制度

指定管理者制度は、多様化する住民ニーズに効果的・効率的に対応するため、民間ノウハウを活用し、住民サービスの向上と経費の削減等を図ることを目的として、民間事業者等も公の施設の管理を行うことができることとしたものである。

公の施設を設置する場合には、設置条例に①管理の基準、②業務の範囲、③利用料金等に関する事項について規定することを基本とする。

利用料金制度は、公の施設の利用に係る料金を指定管理者が自ら収入として収受することができるもので、指定管理者の経営努力を促すものでもある。

2 入館料の検討に係る資料

(1) 他の重要文化財施設の状況

名称	所有者	入館料	備考
旧開拓使工業局庁舎	北海道	800円	北海道開拓の村で公開
旧札幌農学校演武場（時計台）	札幌市	200円	
豊平館	札幌市	300円	
旧札幌控訴院庁舎（札幌市資料館）	札幌市	無料	
八窓庵（旧舎那院忘筌）	札幌市	無料	外観観覧のみ
旧旭川偕行社	旭川市	450円	旭川市彫刻美術館として使用
旧手宮鉄道施設	小樽市	400円	小樽市総合博物館（本館）で公開
旧日本郵船株式会社小樽支店	小樽市	300円	（保存修理工事のため休館中）
旧函館区公会堂	函館市	300円	
旧三戸部家住宅	伊達市	無料	外観観覧のみ
旧中村家住宅	江差町	300円	
旧笹浪家住宅	上ノ国町	300円	
福山城（松前城）本丸御門	松前町	360円	松前城資料館で公開
旧下ヨイチ運上家	余市町	300円	
旧花田家番屋	小平町	400円	
旧本間家住宅	増毛町	400円	

※道及び道内市町村が所有する重要文化財施設（北海道庁旧本庁舎を除く）の状況を取りまとめ（16施設）

※入館料は、大人（個人）の場合の額

（総務部財産課調べ）

(2) 入館料に関する観光関係団体の主な意見

- ・指定管理者制度を活用するのであれば、指定管理者の自主財源も必要であり、受益者負担という考え方の中で入館料や使用料などの形で徴収することはおかしくない。
- ・入館料は低額であれば問題ないと思う。
- ・旅行者は、入館料に対する抵抗はないと思われ、折角来たから見ようとすると思う。料金に見合う魅力があれば良いと思う。
- ・有料にするのであれば、情報を更新していかなければならない。
- ・歴史を感じさせるものを小中学生に学んでもらうことが大事。
- ・観光情報を見に来た人や食事だけ利用する人にも入館料を徴収するのはどうなのかと思う。

(3) 入館料に関し考えられる論点

- ・集客努力が収益増につながり、指定管理者のモチベーション向上によるサービスの充実が期待できるのではないか。
- ・持続可能な運営が期待できるのではないか。
- ・入館料を支払うことによって、来館者の展示物等をしっかりと見ようとする意識が高まるのではないか。
- ・受益者負担により道の財政負担の軽減が図られるのではないか。
- ・入館者数の減少を招く可能性があるのではないか。
- ・飲食・物販事業の運営や貸室利用に影響を与える可能性があるのではないか。